Vol.109
農林水産省 近畿農政局（兵庫県拠点）
農政局だより@ひょうご
2025.4
H-SATT

〒650-0024
神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎
TEL:078-331-5924　Email:hyogo28_hsatt_kinki@maff.go.jp

総合化事業計画を認定しました（株式会社葡萄建築：神戸市）

ワインをブランド化し、地域を活性化したい

（写真右から）株式会社葡萄建築の宮本健司さん、
兵庫県拠点阿部地方参事官

近畿農政局兵庫県拠点は、令和７年３月17日付けで総合化事業計画の認定を受けた株式会社葡萄建築（神戸市）に対し、認定証を手交しました。

同社代表取締役の宮本健司さんは、ナチュラルワインをテーマにした飲食店とワインショップを経営。
「まちに住む人々が地元で造られたワインを当たり前に消費する風景」を作りたいと、神戸市北区で研修を受け、ワインぶどう栽培を本格的に開始。昨年からは、化学農薬を極力使わない栽培にチャレンジしています。

認定を取得した総合化事業計画では、リジェネラティブ農業（環境再生型農業）に取り組み、ワインぶどうの収穫量増加を目指します。また、自社でのワイン醸造により、ブランド化・収益の確保に取り組むことで、持続可能な農業経営を実現することとしています。

地域の農地の効率的な活用と後継者育成・雇用促進を行い、同時に神戸市の中山間地域における観光資源の造成にも貢献することとしています。

株式会社葡萄建築が販売するワイン

総合化事業計画とは
六次産業化・地産地消法に基づき、農林漁業者等が、農林漁業経営の改善を図ることを目的に、農林水産物等の生産及びその加工又は販売を一体的に行う事業活動であって、農林水産物等の価値を高める、又は新たな価値を生み出すことを目指した計画であり、国が認定を行っています。兵庫県における認定件数は、令和７年３月末日現在で118件となっており、全国で北海道に次いで２番目となっています。

キラリ☆現場にて

りんどうを千種町の特産品に
宍粟市千種町　K.farm 代表　前田　敬太さん

宍粟市千種町で、りんどう、ハボタン、花苗・野菜苗などを育てるK.farm代表の前田敬太さんにお話を伺いました。

ー 就農したきっかけは？ー

実家が農業を営んでおり、子供の頃から収穫などを手伝っていたため、日頃から農業を身近に感じていました。

高校卒業後、兵庫県加西市にある農業大学校に進学し、花きの専攻で多くの時間農業を実際に体験することで、作物を育てる楽しさや喜びを感じ、将来農業関係の仕事に就きたいと思うようになりました。

その後、JAの農業部門に就職し、農家の方に営農のアドバイスなどを行うなかで、自分も農業をしてみたいと思い、地元宍粟市の千種町で就農しました。

ー どのような農業をされていますか？ー

宍粟市の北西部に位置し、標高が高く、冷涼な気候の千種町で家族経営を行っています。

特に、日当たりがよく涼しい気候を好み、千種町の気候に適したりんどうの栽培に力を入れています。卸売業者から花きの栽培を勧められ、りんどうを見た際、鮮やかな色の花に惹かれ育てることを決めました。

倒伏防止のため、フラワーネットを設置し、高温障害対策に白色のマルチを張り、紫、ピンクなどの様々な色のりんどうを栽培しています。

収穫したりんどうは主に卸売市場へ出荷していますが、宍粟市一宮町の直売所でも購入することができます。鮮やかな色の花が咲き、見ていただいた方に喜んでもらえることが何よりのやりがいとなっています。

ー 今後の展望は？ー

今後は地域の方とも協力し、宍粟市内でりんどうの栽培面積を拡大していきたいです。いずれは産地化を行い、りんどうを宍粟市の特産品として普及させたいと考えています。

また、りんどう以外の多年草の栽培にも挑戦し、花きの栽培を通じて地域を盛り上げていきたいです。

食料・農業・農村基本計画について

従来の食料・農業・農村基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、基本理念や基本的な施策の方向性を見直し、再整理した改正食料・農業・農村基本法が令和６年６月５日施行され、「食料安全保障の確保」、「農業の持続的な発展」、「環境と調和のとれた食料システムの確立」、「多面的機能の発揮」、「農村の振興」の５つの基本理念が定められました。

「食料・農業・農村基本計画」においては、この実現を図るのに基本となる食料・農業・農村のそれぞれの分野において、講ずべき施策を体系的に整理することとし、これら施策についてテーマが設定されています。

次号から、兵庫県拠点副地方参事官が、食料・農業・農村基本計画のテーマごとの基本的な方針についてお話します。

副地方参事官

みどり戦略学生チャレンジの地方ブロック大会として、近畿地域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）の学生の皆さんを対象に、みどりの食料システム戦略に基づく取組の成果を募集し、審査・表彰を行います。是非ご応募ください。

取組の成果の中で特に優れたものを対象に、全国大会として審査・表彰を行います。

農林水産省HP

環境保全に配慮した農業に取り組む農家さんのご紹介

加東市　まるよ促成農園　依兼計博さん

大葉のベビーリーフ“ペリーラ”の認知度を上げたい

取組の紹介

先代が大葉・芽紫蘇・鮎蓼（あゆたで）などのつま物を主に栽培する農園として開園され、平成の初期に依兼さんが引継ぎました。
10年程前に大葉のベビーリーフ「ペリーラ」(依兼さんが命名)の栽培を開始し、現在は5棟のビニールハウスで、栄養管理システムを導入し水耕栽培を行っています。

ペリーラ

水耕栽培なので液肥を使用していますが、水は循環式で液肥とあわせて再利用し使用量を最小限に抑えています。農薬は病害虫が発生したときのみ必要最小限使用する環境にやさしい栽培を行っています。

作業の様子

ペリーラは紫蘇の香りがふわっとすることが特徴で、和食だけでなく洋食にも合い、味がまろやかになります。また、切らずにそのままお料理の上に盛り付けるので見た目も華やかになります。

栽培台

まだまだペリーラは完成していないと感じ、栽培方法を色々と工夫して、理想のペリーラを追及しています。
料理店などで利用されることが多いのですが、一般家庭のお客様にもペリーラの良さを知ってもらいたいと普及を頑張っています。

主な経営概況

ビニールハウス　5棟

(ペリーラ水耕栽培:20a)

@MARUYO_SOKUSEI_FARM

令和７年産における水田活用予算の見直しについて

先般、令和７年度予算が成立し、水田活用直接支払交付金等は2,760億円となりました。
この交付金は、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくりや畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。
令和7年度において一部見直しが行われましたのでお知らせします。

＜支援内容の見直し＞

◇　飼料用米の交付単価について

- 令和７年産から飼料用米のうち一般品種での取組については、標準単価を令和８年度までに段階的に引き下げ
  （令和７年産：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～８.5万円/10a））
- 令和５年産から数量払の申請項目を変更し、「ふるい上」の米の収量により単価を計算

◇　畑地化促進助成（畑地化促進事業と一体的に実施）

- 水田を畑地化し、高収益作物やその他の畑作物の定着等を図る取組を支援
- 令和６年度補正予算で措置した「畑地化促進事業」と併せて実施

① 畑地化支援
★高収益作物　10.5万円/10a
★畑作物（高収益作物以外）　10.5万円/10a
※ 畑地化（交付対象農地から除外）した年１回限りの支援
※ 団地化や畑地化後５年間の継続作付等の要件を満たす必要あり

水田活用の
直接支払交付金等
詳細はこちら▼

② 定着促進支援（①とセット）
★高収益作物　２万円/10a×５年間
★畑作物（高収益作物以外）　２万円/10a×５年間

③ 産地づくり体制構築等支援
④ 子実用とうもろこし支援　１万円/10a

＜水田活用直接支払交付金の令和７年・８年の対応について＞

▼令和９年度以降の水田政策
- 作物ごとの生産性向上等への支援へと転換し、水田、畑に関わらず、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すこととしています。
- このため、令和９年度以降、水田機能の有無ではなく、作物に着目した支援となるため、水田機能の確認を目的とした「水張りルール」は求めないこととなります。

▼令和７・８年度の水張りについて
- 上記を踏まえ、現行の水田活用直接支払交付金が実施される令和７・８年度についても、水稲の作付けが可能な水田において、連作障害(※)を回避する取組を行った場合、水張りしなくとも交付対象となります。

(※)連作障害を回避する取り組み
・土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用
・土壌に係る薬剤の散布
・後作緑肥の作付け
・病害虫抵抗性品種の作付け
・その他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組

詳細はこちら▼
令和７年産水田活用関連予算
に係るQ＆A

【お問合せ先】
近畿農政局兵庫県拠点
地方参事官室
（経営所得安定対策担当）
TEL 078-331-9951

＜加工用米・新規需要米の取組計画等の変更について＞

６月末が提出期限である加工用米・新規需要米の取組計画書や水田活用の直接支払交付金の申請に係る営農計画書等について、その変更を８月20日まで受付（相手方との契約変更が前提）

地方参事官ホットライン

農政に関するご相談、事業や制度へのご意見･ご質問などがございましたら、お気軽に地方参事官ホットラインまでお問い合わせ下さい。また、広報誌に対するご意見等もお待ちしています。

TEL：078-331-5924　Email:hyogo28_hsatt_kinki@maff.go.jp